

国民健康保険の加入・脱退の手続きは14日以内にしましょう！

新生活が始まるこの時期は、国民健康保険（以下、国保）の加入・脱退などの手続きが必要となる方が非常に多くなります。もし役場での手続きをしないまま、国保の資格を喪失した後に国保の保険証で医療機関を受診した場合、町が負担した医療費を全額返還していただきます。

そのようなことにならないためにも、資格の異動があった日から14日以内に役場窓口で必ず手続きを行いましょう。

【国保に加入するとき】

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
他の市町村から転入	①他の市町村からの転出証明書 ②印鑑
職場の健康保険から脱退（被扶養者からはずれた）	①社会保険資格喪失証明書など今まで加入していた保険の資格がなくなった事がわかるもの ②印鑑
子どもが生まれた	①母子健康手帳 ②印鑑
生活保護を受けなくなった	①生活保護廃止通知

※国保税は、加入の届け出をした日からではなく、資格を得た日（例：退職のときは退職した日の翌日）から生じますので、その日に遡って国保税を納めることになります。

【国保から脱退するとき】

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
他の市町村へ転出〔※A〕	①国保の保険証 ②印鑑
職場の健康保険に加入した（被扶養者になった）〔※B〕	①国保の保険証 ②社会保険の保険証（コピー可）または社会保険取得証明書など ③印鑑
被保険者が死亡した	①国保の保険証 ②印鑑
生活保護を受け始めた	①国保の保険証

※A：就学のための転出の場合は、特例により会津坂下町の国保に加入したまま転出する事ができます。その際は「在学証明書」もご持参ください（学生証は不可）。

※B：職場の健康保険に加入した場合は、ご本人またはご家族の方による国保からの脱退手続きが必要です。国保および社会保険の保険証は、切り替わる方全員分をご持参ください。

※加入する健康保険が変更になった場合は、速やかに医療機関に新しい保険証を提示してください。

国民健康保険税は、世帯内の国民健康保険に加入している方の、所得・人数・加入月数に応じて、世帯分をまとめて計算し世帯主に課税されます。1年間（4月～翌3月）分の国保税を7月から翌2月までの8回に分けて納めることとなっています。

令和4年度の納税通知書は7月中旬に送付する予定です。

なお、令和3年度分の国保税の納め忘れがありましたら、お早めに納入してください。未納があると、必要な給付などが受けられなくなることがあるほか、延滞金が生じることもあります。

☆高額療養費の申請を忘れずに！

国民健康保険に加入されている方で、何か月も入院している、1か月の間に2度の入院または何回も通院したという方は高額療養費の払い戻しの可能性があります（2年前まで申請可能）。自己負担額は年齢や所得によって異なるため、お手元の領収書を確認し、問い合わせ先へ一度ご相談ください。

令和4年 農作業標準賃金協定額

農業委員会は、町内各農業関係団体と協議のうえ、下記のとおり標準協定額を定めましたので、お知らせします。

※消費税込みの料金となります。

作業種類		単位	標準協定額 (円)		備 考
			10aを 超える圃場	10a 以下の圃場	
田 耕 起		10a	4,400	4,840	10a以下の圃場は10%増額
水田転作田耕起 (1作業2回耕起)		10a	6,600	7,260	1回耕起の場合は4,400円 10a以下の圃場は10%増額
畑 耕 起		10a	4,840		休耕状態の農地の場合は両者協議
代かき(植代迄)		10a	6,600	7,260	10a以下の圃場は10%増額
く ろ つ け		10m	550		
育 苗		1箱	完成苗 660		
			発芽苗 440		
直播(点播・条播)		10a	4,400		種もみ代(コーティング含む)は委託者もち
苗 運 搬		10箱	550		
機 械 田 植		10a	5,500	6,050	側条施肥は1,100円増し 薬剤散布については両者協議(参考価格550円) 10a以下の圃場については10%増額
一 般 農 作 業		1時間	850		不課税
農 薬・肥 料 散 布		10a	1,100	1,210	肥料単品につき(農薬資材は委託者持ち) 10a以下の圃場は10%増額
畦 畔 草 刈 り		1時間	1,570		草の処分は委託者が行う。 トラクターによる草刈りは両者協議とする。
コンバイン(刈取)		10a	18,700	20,570	10a以下の圃場は10%増額 倒伏田は倒伏率10%=10%増し 倒伏率30%=30%増し 倒伏率100%=100%増し
粃 運 搬		10a	2,200		
粃 乾 燥 調 製		製品(玄米) 1俵当たり (60kg)	1,650		粃殻処理などを含む 石抜・色彩選別の場合 1袋(30kg) 385円
そ ば	刈 取	10a	6,600		
	乾 燥・調 製	製品1袋 当たり	660		製品1袋(22.5kg) 当たり
	運 搬	10kg	110		地区外に運搬した場合
麦 刈 取		10a	11,000		乾燥・調製・運搬についてはそばに準ずる。
大 豆 刈 取		10a	11,000		
ヘイベラー(わら梱包)		1個	275		ひも代とヘイメーカー代含む。
ロ ー ル ベ ー ラ ー		1個	275		ひも代含む。わら製品価格1個360円
精 米		30kg 当たり	523		

★圃場条件や労働能力に差異があって、標準料金によりがたい場合は、当事者間でその都度、調整してください。

★調整水田の田植・刈取作業については、作付け面積の料金とします。

【 問い合わせ 農業委員会 ☎84-1534 】

納期限および振替日のお知らせ

令和3年分確定申告の納期限と振替日のお知らせ

令和3年分の確定申告期限と納期限は

- 申告所得税および復興特別所得税・贈与税 3月15日(火)
- 消費税および地方消費税 3月31日(木) となります。

なお、納税には、便利で確実な振替納税をご利用ください。一度、手続きをしていただければ、継続して利用できます。

令和3年分確定申告分の振替日は

- 申告所得税および復興特別所得税 4月21日(木)
- 消費税および地方消費税 4月26日(火) となります。

振替納税は、預貯金残高を確認しておくだけで金融機関の預貯金口座から自動的に納税ができる大変便利な制度です。簡単な手続きで利用できますので、税務署（管理運営担当）にご相談ください。

なお、すでに申告所得税および復興特別所得税または消費税および地方消費税について振替納税をご利用の方は、確実に振替納付ができるよう、事前に預貯金残高をご確認ください。

【参考】令和3年分確定申告の納期限など

区 分	納 期 限	振 替 日	延納期限
申告所得税および復興特別所得税	3月15日(火)	4月21日(木)	5月31日(火)
贈 与 税		—	—
消 費 税 お よ び 地 方 消 費 税	3月31日(木)	4月26日(火)	

【問い合わせ 会津若松税務署 ☎27-4311】

マイナポイント第2弾を実施しています

マイナンバーカードを取得している方（令和4年9月末まで申請される方も含む）は、マイナポイントの申込みができます。

町では手続きのお手伝いのため特設窓口を設置していますので、ぜひご利用ください。

※健康保険証登録・預貯金口座登録のマイナポイントの申し込みは6月頃開始予定です。詳しくは下記をご確認ください。

- 期 間** 平日 午前9時～午後5時 **場 所** 役場本庁舎1階 税務管理班となり特設窓口
- 持ち物** ・マイナンバーカード（カード受け取りの際に設定した4ケタの暗証番号も必要です）
・マイナポイントを付与する決済サービスのカードなど

対象	カードを取得している方 (9月末までにカードを申請される方も含む)	カードに健康保険証としての 利用登録を行った方	カードに預貯金口座登録を行った方
付与ポイント	最大5,000円相当のポイント	それぞれ7,500円相当のポイント	
ポイントの 申込み 開始時期	申込みできます ※マイナポイント第1弾に申し込みされた方は対象外です。	6月頃開始予定 ※健康保険証利用登録はできません。	6月頃開始予定
ポイントの 申込み期限	令和5年2月末まで		
制度内容	電子マネー・QRコード・クレジットカードなどの決済サービスでチャージまたは利用された額の2.5% 最大5,000円相当のポイントが付与されます。		
	申込みをするだけでそれぞれ7,500円相当のポイントが付与されます。ただし、ポイントの付与方法など詳細が未定ですので決まりましたら、町広報紙などでお知らせします。		

【問い合わせ 政策財務課 政策企画班 ☎84-1509】